

# 令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第7回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和7年3月12日(水) 15:00~16:05

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 3人(定数5人)  
大坪 知弘  
平井 佐和子  
丸谷 浩介(会長)

【労働者代表委員】 4人(定数5人)  
河村 敏昭  
小陳 武志  
長嶋 良昭  
野中 篤志

【使用者代表委員】 3人(定数5人)  
庄崎 秀昭  
初田 寿  
松本 恭子

【福岡労働局】 千葉 労働局長  
田村 労働基準部長  
渡辺 賃金室長       ほか

### 4 主要議題

- (1) 令和6年度最低賃金等の改正決定状況について
- (2) 令和7年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明について
- (3) 令和6年度最低賃金履行確保等に係る取組について
- (4) 令和7年度最低賃金審議会の進め方について
- (5) その他

### 5 審議内容

会 長 　ただ今から、令和6年度第7回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。  
　なお、本審議会は原則として、公開としています。  
　ただし、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、私、会長は会議を非公開とする、ことがあることを申し述べておきます。  
　その場合、傍聴者におかれましては、一旦、退室していただき、控室でお待ちいただくことを、あらかじめお伝えしておきます。  
　事務局は、その都度、控室への案内をお願いします。  
　それでは、本日の委員の出欠及び定足数について、事務局に報告を求めます。

室 長 補 佐 　今日は、公益代表委員の大坪稔委員、高田委員、労働者代表委員の松本茜委員、使用者代表委員の伊藤委員、山口委員が欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定足数を満たしており、本日の本会議は成立していることを御報告します。

会 長 　本日の議事録確認ですが、  
　労働者代表委員 長嶋委員  
　使用者代表委員 松本委員  
　をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

長 嶋 委 員 (承 諾)  
松 本 委 員

会 長 　はい、ありがとうございます。  
　議事に入ります前に、事務局から何かありますか。

室 長 補 佐 　1ページの資料No.1をご覧ください。小陳委員の現職が、全日本自治団体労働組合福岡県本部副執行委員長に変更になっております。

会 長 　はい、ありがとうございます。  
　では、よろしくをお願いします。  
　それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。  
　議事(1)の「令和6年度最低賃金等の改正決定状況について」です。  
　事務局は説明してください。

室 長 補 佐 　それでは、御説明します。  
　3ページの資料No.2から15ページの資料No.6までは、地域別最低賃金と特定最低賃金の改正状況などを示しております。  
　資料No.2は、地域別最低賃金の改正金額を都道府県別に示しております。令和

6年11月1日までに全て発効されており、全国加重平均は1,055円となっています。

5ページの資料No.3は、令和6年の福岡の審議状況です。7ページの資料No.4は、福岡県最低賃金及び特定最低賃金についての、ここ10年の推移を示しております。福岡県最低賃金の引上げ額は、51円です。

特定最低賃金5業種の引上げ額は38円から55円の幅となっており、いずれも全会一致での結審となっております。

9ページから13ページまでの資料No.5は、福岡の特定最低賃金5業種に関して、全国の状況をそれぞれ金額の高い順にまとめたものです。

15ページの資料No.6は、広島県以西の福岡近隣地域の特定最低賃金の改正状況を示したものです。

以上です。

会 長 はい、ただ今の説明について、何かございますか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 それでは、進めさせていただきます。

次に議事(2)の「令和7年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明について」です。

資料No.12から16は、特定最低賃金5業種に係る改正意向表明の書面が添付されています。

では労働者側委員は、資料No.12から順次御説明をお願いします。

野 中 委 員 はい、それでは資料12、ページ数として41ページですね。福岡県の特定最低賃金、鉄鋼の最低賃金のところについて、添付されております意向表明の補足を含めながら発言させていただきたいと思います。

私たち、鉄鋼、製鉄業を中心とする産業に従事する労働者で組織いたします労働組合におきましては、今、正に春季生活闘争におきまして15,000円を統一要求としながらも地場中小組織におきましては大手との格差改善を考慮としたうえで18,000円程度の要求を示し、交渉の展開中でございます。

正に本日が大手との回答指定日ということになってございましたので、鉄鋼大手につきましては昼のニュースにもございましたとおりの結果であるということでございます。

この後、地場中小組織におきましては、今月末から来月にかけて回答引き出しに向け、交渉の山場を迎えている状況でございます。

こうした中、私たちは基幹労連の加盟組合の企業側に対しまして、賃上げを継続的なものとすべく、要請に行ってまいりました。その際企業側からも様々な対

応策として、継続的賃上げ体制の必要性についての考え方について、十分理解するのだという旨の発言が聞かれたところでございます。国内全体が物価高騰の中で、賃上げの期待が高ぶる中であって、鉄鋼、製鉄業においても賃上げの流れを止めないための真摯な議論が必要であると考えております。

現在、福岡県における鉄鋼の特定最低賃金が1,106円となっておりますが、鉄鋼製造現場における過酷な労働環境を踏まえるならば、その上での優秀な人材の確保定着といった製造業の永遠の課題を克服するために、今、実践しておくべきことは魅力ある労働条件の大前提であります入口の賃金となる最低賃金の引上げであると考えております。

したがいまして、経済の好循環を含め、引き続き鉄鋼業の最低賃金の引上げに向けて改正意向表明を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

私の方から以上です。

長嶋委員 はい、それでは資料15、ページでは47ページでございます。福岡県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正の意向表明をしました理由につきまして発言を少々させていただければと思います。

金額改正を申出る理由につきましては記載のとおりでございますが、その背景について、私の方から御説明させていただければと思っております。

百貨店、総合スーパーマーケットというのは我々が属しますU Aゼンセン、産業別労働組合でございますが、中核を担う業種でございます。本年度U Aゼンセンといたしましては、17,000円の額、それと6%の引上げ率ということで、これを基準に現在交渉に臨んでおります。

本日深夜24時が最終期限回答ということで、本日、今現在約18組合が解決しているという状況でございます。その内2組合が福岡県の組合というところでございます。いずれも要求の額、率につきましても、大きく超える解決状況にありまして、非常に組合の期待を反映した結果になっているのではないのかなと考えているところでございます。

百貨店、総合スーパーマーケットにつきましては昨年も申し上げましたが、人的集約産業ともいっても過言ではないということございまして、人員、人材の確保は非常に重要でございます。

天神地区の最低賃金、色々な業種がございますけれども、もう1,100円、1,200円、1,300円というのは散見されます。その中であって百貨店、総合スーパーマーケットの特定最低賃金1,000円というものは、是非改定すべきだと考えている次第でございます。

公正労働基準の確立、魅力ある産業の確保につきましても是非労使のイニシアティブをもって改正に臨んでいただきたいと考えておりますのでよろしく願いしたいということでございます。

私からは以上です。

小 陳 委 員 はい、では私からは残る3業種、資料 でいうと13、14、16の3業種について説明をさせていただきます。

まず資料 13、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業についてですけれど、特定最賃の引上げが電機産業に働く全ての労働者、特に非正規労働者を含む中小零細企業に働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たすと共に、中長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与すること。

また、資料 14 輸送用機械器具製造業及び資料 16 の自動車新車小売業の2業種に関しましては産業別の一般労働者と最低賃金の差が大きいこと。2025 生活闘争において、一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることを最低賃金改正意向表明の理由としております。

全体的な春闘状況については私の方から少しお話しさせていただきます。

今年度の春季生活闘争について3月3日、団体の連合の全国集計で要求書を提出した組合3,577 組合中3,048 組合が賃上げの要求を行っていて、その水準も19,244 円6.09%で昨年を大きく上回っております。300 人未満の中小組合は17,667 円、6.57%で中小組合の要求が5%を上回るのは30年振りという状況です。

また、有期短時間契約等労働者の賃上げ要求額が大幅増となった昨年来更に上回って、時給で81.35 円、月給で15,802 円となっております。

福岡でも全体の要求推計で20,916 円、7.03%、中小組合で17,722 円、6.49%で昨年同時期と比べると、大幅増になっております。

先程もありましたが、本日集中回答日を迎えて、既に多くの当組合で満額回答、あるいは過去最高を更新し続けると報じられております。

一方で直近の1月の実質賃金は3か月ぶりにマイナスとなっているというのが公表されるなど、物価上昇を上回った賃金引上げが求められております。

中小企業の賃金引上げへの波及定着、そのための業務比率を含めた適切な価格転嫁の必要性の社会的認識が広まっておりますので、この春闘を通じて現在の全ての労働者の賃上げが進むことを期待しております。

今年の春闘においても、多くの組合で並行して企業内最賃の引上げに取り組んでおります。人手不足が深刻化している中、労務費を価格転嫁することで同業他社に仕事を取られることを防ぐという意味でも、特定最賃の引上げにより公正競争を担保しながら働く労働者の労働条件の底上げを図ることで、産業全体で人材確保を図り、産業の維持発展を図っていくことの必要性は今まで以上に増しております。各組織におきましては、本年の6月末までに必要書類を提出する予定にしております。

今後の事務局の御対応及び審議会での真摯な議論が行われることをお願い申し上げます。

会 長 はい、ありがとうございます。  
ただ今の説明につきまして、何かございますでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 はい、それでは、次に事務局から、特定最低賃金の改正意向表明後の流れについて説明をしてください。

室 長 補 佐 ただ今、労働者側委員から説明のありました資料 No.12 から 16 については、令和 7 年 2 月までに提出がありました。令和 7 年 6 月末までに、特定最低賃金の改正に係る労使協定が添付された申出書が提出されることとなります。

申出書が提出されましたら、事務局は申出書が要件を満たしているかの確認を行います。要件を満たしていましたら、その後の本審において、労働局長から特定最低賃金の改正の必要性の有無について諮問を行う流れとなります。

特定最低賃金改正に係る申出書の要件についてです。

昭和 61 年の中央最賃審議会の答申に基づき、適用労働者数の概ね 3 分の 1 以上の労働者に関する労働協約を御用意いただきます。

適用労働者数につきましては、37 ページの資料 10 を御覧ください。毎年 12 月 1 日時点における福岡県内の特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数を示しております。

特定最低賃金改正に向けた要件につきましても説明します。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブで設定されるものであり、全会一致の議決を原則としております。

また、福岡県特定最低賃金の 5 業種は、いずれも労働協約ケースです。改正決定の申出書に添付されている労働協約のうち、最も低い労働協約の賃金額を「超えて」特定最低賃金額を決定することは、労働協約締結の労使双方の意向に反するものとなるため、最も低い労働協約の賃金額が、金額審議における事実上の上限となります。

あわせて、改正決定の必要性有りを答申した場合は、改正のための金額審議に入ることになり、1 円以上の改正を行うことを原則としております。

なお、最低賃金法第 16 条には、「労働局長は、地域別最低賃金額を上回る金額で特定最低賃金額を決定」しなければならない定めがあります。

以上をまとめますと、特定最低賃金額の改正金額は、福岡県最低賃金 1 時間当たりの金額及び前年の特定最低賃金額を超えて、かつ最も低い労働協約の賃金額を超えない金額の答申となることに御留意願います。

以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。  
ただ今の説明について、何かございませんでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 はい、それでは次に、議事(3)の「令和6年度最低賃金履行確保等に係る取組について」です。  
事務局から説明してください。

室 長 補 佐 17ページの資料 7を御覧ください。最低賃金の広報実施状況を示しています。

18ページの3「広報誌等掲載状況」にありますように、県・市町村及び商工会議所・商工会の全てにおいて、広報誌又はホームページによる広報が行われています。

19ページから23ページの写真は、JR九州の駅構内、電車内及び改札口での広報状況を撮影したものです。

27ページの資料 9は、最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況を示したものです。

特に、業務改善助成金につきましては、令和6年12月時点で前年度の「交付決定件数」を超える状況となっています。

次に資料 はつけておりませんが、資料の最後に「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」の集計結果を配布しております。これは、3月5日に日本商工会議所と東京商工会議所が発表したものです。A4の横版となっております。

この資料は調査地域が全国47都道府県、回答企業数は3,958社、調査の目的として中小企業における最低賃金引上げの影響や政府目標への受止めについて、中小企業の実態を把握することで、商工会議所の意見、要望活動に活かすためとされています。調査のポイントを簡単に説明しますと、新たな政府目標、いわゆる2020年代に全国加重平均1,500円について、「対応は不可能」は19.7パーセント、「対応は困難」が、54.5パーセントで、これらの合計は、7割を超えています。

また、地方・小規模企業では4社に1社が「対応は不可能」との回答を行っています。2025年度から政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響については、「収益悪化により、事業継続が困難(廃業、休業等の検討)」との回答が15.9パーセントで、地方・小規模企業においては2割(20.1パーセント)に達するとされています。対応可能な引上げの水準については、「1パーセント未満」から「3パーセント程度」までの合計が約7割に対し、「7パーセント程度」、「8パーセント以上」の合計は、1.0パーセントにとどめられています。

以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。  
ただ今の説明につきまして、何かございますでしょうか。  
はい、どうぞ。

野 中 委 員 すみません。一点質問です。この資料 7、ページは 17 ページで最低賃金広報  
実施状況を示されましたけれども、例えば昨年と比べて何か変更点で広報として  
実施したというものがあれば、教えていただければと思います。  
以上です。

室 長 補 佐 はい、お答えいたします。こちらの資料には載せておりませんが、福岡  
県や連合等との御協力により、街頭活動等をさせていただいております。  
以上です。

野 中 委 員 はい、ありがとうございます。  
一つは写真撮影について、これまでもやっていたのかなと、ちょっと疑問があ  
って、これは毎回やっているものですか。

室 長 補 佐 去年からやっておりますけれども、写真をこのように資料に掲載させていた  
いたのは今年が初めてでございます。

会 長 はい、ありがとうございます。エコのためにはこんなに写真がいるのかと思う  
のですけれども。  
他に何か御質問はありませんでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 少し、私からよろしいでしょうか。  
今回日本商工会議所の資料を説明されておりますけれども、これはどういう趣  
旨で今回説明されたのですか。

労働基準部長 先週、本省から労働局に提供されました。この資料は、価格転嫁の進み具合の  
資料でもあり、審議会に参考となるものとして、活用していただいております。こ  
ういうことで、労働局の判断ではあるのですが、今日この場がありましたので、御  
提供したものです。

会 長 はい、わかりました。ありがとうございます。



それでは今後も何か資料がありましたら、御紹介していただくということでもよろしいでしょうか。

労働基準部長 はい、わかりました。

会 長 他に何かございますでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 はい、それでは次に議事(4)の「令和7年度最低賃金審議会の進め方について」です。

まずは事務局より説明をお願いします。

室 長 補 佐 令和7年度の中央最賃審議会の日程についてですが、まだ詳細、決定事項は知らされておられません。

なお、参議院議員選挙があることから、この場合、例年、目安額を示される日程が後ろにズレる傾向となっております。

次に、令和7年度における最低賃金に関する関係労使意見聴取についてです。

本年度は「令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領」に基づき「審議会が必要と認める者」として1名の方に意見発表をしていただきました。

令和7年度においては、この意見発表の形をどのようにされるか、意見発表者を増やすのか、発表時間はどうされるのかなどについて、年度が替わりましたら、審議をお願いしたいと考えております。

以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かございますでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 次に、議事(5)の「その他」です。

委員の皆様、何かございますか。

はい、松本委員をお願いします。

松 本 委 員 それでは別紙でお配りしております「中小・小規模事業者の実態を踏まえた福岡地方最低賃金審議の推進について(依頼)」について私の方から御説明させていただきます。

本日は商工会連合会の初田専務も御出席でございますけれども、記載のとおり、

福岡県商工会議所連合会、福岡県中小企業団体中央会、福岡県商工会連合会を代表いたしまして私の方から御説明申し上げる次第となります。

この資料については昨年度も依頼文書として提出させていただきましたけれども、今年度も引き続き中小・小規模事業者の実態を踏まえた審議会の推進をお願いしたいということでございます。

皆様も御承知のように福岡県においては中小企業は企業数で 99.8%、雇用者数で 77.3%を占めている状況でございます。

特に小規模事業者で見ますと 83%を占めております。福岡の最低賃金審議会におきましては丸谷会長の下、明確な根拠に基づく審議が行われているところでございますが、特に中小企業の賃金支払い能力といった点で、引き続き小規模事業者の資料の充実を図っていただきたいという趣旨でございます。

具体的な資料につきましては事務局と詰めながら手続きができると思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。  
ただ今の松本委員からの説明につきまして、何かございますでしょうか。  
はい、野中委員。

野 中 委 員 今の内容について、御質問させていただきたいのですが、例えば労働者側としての労働者の状況というのは、我々、連合と協力して詳細な数値をしっかりと示した形で、最低賃金の交渉を進めていくのですけれども、例えば商工会議所さんからすると、中小・小規模事業場について、労働局の方に資料を提出して欲しいということになるのですか。

松 本 委 員 その関係の資料について、労働局に協力して欲しいということになっております。

一番の問題点といたしましては、中央で示されたデータについての地方版や昨年度も苦労したところがございますが、地方版がないということもございます。

例えば価格転嫁の状況について、中小企業庁が全国については集約しているところですが、それについての都道府県別という資料が明らかになっておりません。

ただ、厚労省、経産省を含め国の方でできるだけ揃えていただきたいという趣旨でございますが、先程事務局から提示されたように、日本商工会議所、日本商工会連合会、中小企業団体中央会も色々な分析をしておりますので、積極的に提供していきたいと思っております。

昨年度も色々とお願ひしたところがございますが、先程申し上げましたが価格転嫁や福岡県の倒産件数とか、国の方からは都道府県の大企業事業所の分析は出てくるのですけれども、特に小規模事業所の廃業状況というのは中々表に出てこないもの

でありますので、その点に関しましては、3つの団体と国と協力してできるだけ提出していただきたいと思っております。

野中委員 この審議会で提出されて、我々と議論する中身なのかなと疑問に思ったものだから。

松本委員 審議会で議論する中身とは、御存知のように3つ、生計費、賃金、賃金支払い能力の3要素がございます。

賃金支払い能力を議論するにあたって、私共は小規模事業所ほどの程度賃金支払い能力があるのか、そういうバックデータがやはり少ないなと感じております。それでこの審議会で提出して依頼しているところでございます。

なお、補足で付け加えますと、中央の方においては、多分これも採用されているのではないかと思うのですが、昨年度から中央の方でも日本商工会議所で小規模の賃金がどのくらい上がっているかという調査も正式な資料として採用されています。その意味では参考資料というものではなくて、正式な資料として採用していただければ、と思います。その意味も含めまして提出させていただきました。

会長 はい、ありがとうございます。

基本的には提出されている資料については、何らかの制約があるわけではありませぬので、審議をする際に有益な資料であれば、どんどん活用していきたいと考えているところですが、その際にこの3要素の中で、とりわけ福岡県のバックデータがあるというのはやはりこの審議に非常な重要なものだと考えております。

その際に労働者の生計費については具体的には物価などで表せるものとして、県全体と福岡市と北九州市のバージョンが出てくるのが中心となっているものだと思います。賃金についても同様で、それは未満率、影響率などのところで、あるいは地域別とか労働者別とかいう形で出てきますけれども、やはり御指摘のように、支払い能力の点ではなんとなく印象的にはデータが少ないような感じがいたしますので、いずれにしてもこれら3要素について、福岡県独自のもの、しかもそれがオーソライズされているようなものをできるだけ挙げていただくということで、それぞれ皆様が事務局に協力して情報提供していただければと思います。

それを採用するかしないかは問いませんので、あくまでも参考として挙げていただければと思います。

そういう扱いでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 はい、そのようにしていただければということにします。

他に何かございますか。

この点について何か御意見はありませんでしょうか。

各 委 員 (意見なし)

会 長 はい、それでは他の点につきまして、何か委員の皆様から御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、庄崎委員お願いします。

庄 崎 委 員 はい、使用者側委員の庄崎でございます。

私の方から使用者側委員の申入れとして、代表してお話をさせていただきたいと思えます。5件あります。今日は口頭でのお話しをさせていただきます。

第1点目が特定最低賃金の審議ですけれども、審議会で関係労使の意見発表の後に改正決定の必要性の有無について決定をする。その後に専門部会において、金額改正の決定を行うことになっているということですが、私も初めて参加したのですけれども、審議会において、改正決定の必要性の有無だけを、しかも全会一致で決定するという手続きをするということに違和感を抱いたところであります。本来ならその産業に詳しい専門部会の委員の方が改正決定の有無についても議論した上で、必要であれば金額を決定する手続きの方が順当ではないかと、感じたところです。調べてみると、兵庫県とか大阪府では、いわゆるこの特定最賃の決定方法として、改正決定の必要性の有無を含めて専門部会に委ねるという方式を採用されているということがわかりました。兵庫県の昨年の議事録を読ませてもらいますと、改正決定の必要性の有無の審議につきましても、産業ごとの代表者でその産業及び労働の実情をよく知る立場にある専門部会委員に議論していただいて、結論を出すのが妥当ではないかということで、令和2年度からは、特定最賃の金額改正の必要性の有無の審議を本審では行わずに、最初から各専門部会を設置して行っていただいている形です。最初から各専門部会を設置して審議していくという方式では、やはり、専門的に詳しい方、福岡では5業種ありますけれども、そういう意味では専門の方が議論をして決めていくのが妥当なやり方ではないかなと思っております。福岡においても審議会で特定最賃改正決定の必要性の有無についても一括審議決定していくのではなくて、各専門部会で改正決定の必要性の有無そして金額について決定をするという方式に変更をしていきたいと考えているところです。是非御検討をしていただきたいと思いますと思えます。

それから2点目ですが、昨年審議会で付帯決議5項目ありましたけれども、それがどのような成果が得られているのか、来年度も7月から審議が始まりますけれども、その時にはどのような成果が得られているのか説明をしていただきたいと思いますと考えております。

それから3点目が、DXの時代ですけれども審議会の資料ですが、今日もたくさ

んコピーしていただいて大変だったと思いますけれども、いわゆるデジタル情報で提供していただければ、その情報を持参して審議会に来るということでした、コピーも相当な量になっていると思いますのでそれをしなくてもよくなるということで、その点も含めて改善をしていただければと思っています。

それから審議日程全般について、余裕を持った調整をしていただきたいというのが4点目です。

これに関連しますが、5点目として審議会の出席で、オンライン会議方式での参加が可能な環境を整えていただきたいということで、それが先程申し上げました審議日程で余裕を持つということに繋がってくるのではないかと考えておりますので、その環境を整えていただきたいということです。この5点を私の方から申し入れさせていただきます。

以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。

議論をしなければならぬものと事務的に可能なものと不可能なものとの検討を要するものなど色々ありますけれど、どういたしましょうか。まず委員の皆様から御意見、御質問を受けてからということにいたしましょうか。

5点ございましたけれど、その内、事務的に可能なものについて、事務局から御説明いただけますでしょうか。

室 長 補 佐 はい、それでは事務局の方から申し上げます。先ず、希望者の方については、審議会の資料をデジタル情報で提供することは可能でございます。それから、審議会の出席について、オンライン会議での参加可能な環境を整えることについても、可能でございます。県最賃答申時における付帯決議の検証結果については、来年度の本審において、説明することは可能でございます。審議日程でございますが、こちらについても、事務局といたしましては余裕を持った日程調整を提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございます。

5点の御提案につきまして、その内4点について、お答えいただきました。

今年度の付帯決議については、来年度の本審において説明がなされるということ。

資料についてはデジタル情報で提供するということが可能であるし、現在もホームページには最終的には資料等も掲載されておりますね。それと同じことなのでできるだろうと思います。

審議日程については、少しお話がありましたように、来年度は参議院選挙が予定されている都合で、目安が出されるのが遅れるのではないかとこの見方があります。

て、そうすると後ろにズレてしまい、それと発効日との関係で結構タイトな状況にならざるを得ないということで、今年度のように中1日は必ず空けるということというスケジュール感で組んでいくと、お盆の1週間が使えないということから県最賃の答申日がお盆を越える可能性があるということも、来年度は少し考えておかなければならないかも知れない。そうするとお話になっている最初1点目の特定最賃の審議と重なるという可能性もあって、検討しなければならない課題もたくさん残っています。

オンライン会議については規程がありますので、そちらの方を参考にしながら、ということになるかと思います。

差し当たって以上の4点につきまして、何か委員の皆様から御意見、御質問等はありませんでしょうか。

はい、平井委員。

平井委員 はい、デジタル情報について、メールで資料を送ってもらうと、またこれも結構大変なので、グーグルドライブとかチームスとか何か用意してもらって、そこに毎回何か資料をアップするようなことを作っていただいたら助かります。あわせて会議の案内についても、メールにしていただけたらと思います。是非進めてください。

労働基準部長 はい、会長よろしいですか。今、平井先生から会議の開催案内についてはメールでどうだろうかという御提案をいただきました。過去、委員の皆様におかれましては紙で公印を押したものを欲しいという方もおられましたが、メールでよろしいというのであれば、事務局としても郵便代も必要なくなると考えております。今おられる委員の皆様、いかがでしょうか。大学などでは赤い公印がないと出張用務で提出する文書に問題があるという先生が、他の労働局におられました。

会長 大学によりますね。

労働基準部長 労働者側の委員の皆様はいかがでしょうか。事前には開催案内等はメールで御通知させていただいておりますが。

使用者側の委員の皆様はいかがですか。

各委員 (意見なし)

会長 それでは原則と例外を変えて、原則はメールのみにして、必要がある委員には申出をいただいた後に文書を送付するという形式にしてはいかがでしょうか。

各委員 (特になし)

労働基準部長 はい、ありがとうございます、  
今、出席されておられる委員の皆様はそれでよろしいということですね。

会 長 それも運営小委員会で決定していけばよいわけですね。

労働基準部長 そこまでのものではないと思います。  
逆に運営小委員会の開催案内をメールのみにしようかと思っております。

会 長 試行的にその方式でしてください。

労働基準部長 それではそのようにさせていただきますので皆様、よろしく申し上げます。

会 長 他にこの4点につきましていかがでしょうか。

先ず、検証結果についての説明。それから審議会資料についてデジタル情報での提供。紙だけ欲しいというものとデジタル情報だけ欲しいというものなのか。紙とデジタル情報の提供が欲しいというものなのか3パターンでだと思えますけれども、それぞれについて希望を聞いていただくというやり方にするか、ということですが、そういったやり方でよろしいですか。日程調整、オンライン会議についても事務的には問題ないと思います。

最初に庄崎委員が御提案されていた特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と金額改正の審議を専門部会で行うということについての議論が必要になるかと思えます。これまでももちろん金額改正については専門部会で行ってきましてけれども、改正決定の必要性の有無について、専門部会のみで結審するということがいかかということであります。委員の皆様から何か御意見はございませんか。

小 陳 委 員 はい、それでは意見を述べさせていただきます。

先ず、審議のやり方を変えるというのは審議結果にも影響してくると思いますので、慎重な議論が必要だと思っております。他の県でも導入している事例があるようですので、そこがどのような状況になっているか、どのような課題が発生しているかなどを把握した上で、議論をするべきではないかと思えます。少なくとも改正決定の必要性の有無の審議を専門部会ですとしたり、お盆後の時期に専門部会を開くというのは審議日程等にも影響してくるのではないかということも含めて、懸念することがございます。

私共といたしては今までの審議というものは、それなりに福岡で議論を毎回毎回真摯に積み重ねて結論を得ているので、変える必要があるのだろうかというスタンスで現在のところにあります。ちょっと他県の事例を聞いたら、専門部会で改正決定の必要性の有無の審議を行ったら、その結論を出すのにかなり時間がかかり、簡単に結論が出ないため、ある県は4回の専門部会を設定して3回目でやっ

と改正決定の必要性の有無が決まって、金額審議をする時間が十分取れない等の課題も発生しているところもあるやに聞いておりますので、少し情報を収集した上で慎重な議論をすることが必要ではないかということが現時点での私共のスタンスでございます。

庄崎委員　今の御意見、ごもっともだと思っております。

私も少し勉強した兵庫県については7件の特定最賃があって、専門部会で審議して、5つは専門部会で特定最賃の改正まで結論を出して、1つは改正決定の必要性有り、ということだったのですが、最終的には金額的に折り合わずに採決して決めたと、あと1つは改正決定の必要性無しということになって、そこは改正がなされなかったという形でした。

結構具体的に柔軟に運営されているような感じがしましたので、それで提案させていただきました。小陳委員が言われているように、実際のところ、もう少し調べてみてというのは確かにそのとおりかもしれないという部分はあります。

それと、私が昨年違和感を抱いたのは、そこだけの改正決定の必要性の有無だけを、各産業の労使代表の方々の意見陳述を受けて、改正の必要性の有無について決めてくださいと言われているのですけれども、これから先、特定最賃と地域最賃、地域最賃は随分また改正要請がこのままの状況で行けば、高くなっていくのかなと、個人的には思っています。そういう面で行くと、今までの審議の中でルール上では、改正決定の必要性無しということになってしまうと、そこで終わってしまう形にルール上なっていますよね。その辺も含めて考えたときに、何かそこだけが表面的にガチガチになってしまうのではなくて、専門部会の中でその産業の状況に詳しい委員の方々がしっかりと議論した方が良いのではないかと思いますので、お願いいたします。

以上です。

会長　労働者側委員はいかがですか。

はい、野中委員。

野中委員　はい、今、庄崎委員から言われたところを十分に理解した上でですけども、やはり、ただ福岡県の地域別最低賃金を含めて福岡県としての特定最賃、今5つの部会しかございませんけれども、その審議のことで改正決定の必要性の有無の審議というのは本審でしっかりと議論して決定し、あとは、具体的な賃金改正の中身については、専門部会で行う、これまでの福岡県の流れとして行って来たということ。逆にそれがやはり我々としては、本審で決めて行くというのが、福岡県の最低賃金、産業も引き上げていくのが必要であり、責任ではないかと思っています。

今言われていた兵庫県や大阪府、岡山県もそうだと思います。更に山口県もお



そらく今年からそうなるのですけれども、もう一つ考えられるべきは最低賃金法の専門部会等の置き方、最低賃金審議会の必要に応じ、一定の事業、または職業について専門の事項を調査、審議させるために専門部会を置くことができる。2項については最低賃金審議会は、最低賃金の決定、またはその改正の決定について、調査、審議を求められた時は専門部会を置かなければならない。最低という部分が1つの審議となっていくということから、必要性審議が専門部会にゆだねる事項になるのかどうか、そういったこともしっかりと公的な文書をどう読み取っていくのかということも含めて、時間をかけてしっかりと議論していく必要があるのではないのかと、思っておりますので、またお互いの主張も含めながら議論をできればということで、御理解いただければと思っております。

会 長 何かございますか。  
はい、松本委員どうぞ。

松 本 委 員 はい、確かに野中委員のおっしゃることもわかるのですけれども、こちらの課題意識としては、昨年を振り返りますと、少し議論になったと思うのですけれども、改正決定の必要性有りとして、0円というのはあるのかないのか、ということが非常に議論になったと思います。

改正決定の必要性有りということは、賃金を改正するということになり、地方最低賃金が上がっていけばいくほど、その幅は必ず大きくなっていくと思うので、改正決定の必要性有リイコール1円以上の賃金の改正を求められるということのかなということが一つです。

そこは先程小陳委員がおっしゃったようによく調べてから、実際やっているところがあれば、クリアできるのではないかと思うのですが、必要だったら、やはり手間はかかるかもしれないけれど、専門部会に委ねて再度本審に返すとか、そこは手段の話なのかと、情報が足りない中で期限を切ってその日に意見を聞いてその日のうちに改正するかどうかというのを決めてくださいというのは余りにも私には酷かなと、少し懸念いたします。

すみません、感想でございます。

会 長 少し私の方から考え方ではなくて、状況の説明だけさせていただきますと、現在特定最低賃金は12月10日を統一発効日としてスケジュールを設定しております。そうすると11月10日に官報に公示しなければならないというスケジュールがございまして、そのためには審議を進めていくのがどうしても8月中旬以降ということになってしまいます。8月中旬については来年度のことだけを考えて、もしかしたら県最賃の改正がまだされていないという状況になっています。県最賃改正がされていない状況の中で、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無を決定することは基本的にできないのだとなります。そうなりますと協約最低賃

金の関わりと現行の特定最低賃金額と県最賃との関わりというところを睨んで決定していかなければならないという制度上の制約があるので、そうすると改正決定の必要性の有無を決定するのはどうしても、県最賃の改正決定がされた以降でないとできないということになると思います。すると特定最低賃金の審議の日程スケジュールはかなりタイトなものになると思われま。ただ、それを無視して特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議を専門部会の1回目という位置づけで県最賃改正決定の前に設定するのは問題ないと思いますけれども、やはり決定するのは2回目以降となってしまうということからすると、会議の回数が増えるとか、手間が増えるとか、事務的な問題が相当色々出てくるかと思いますが、だから駄目だというわけではなくて、そういった様々な事務的な予想されるであろう困難があるので、一度そういった論点を少し整理させていただきたいと思ひます。

労使の委員、皆様がおっしゃることは、それぞれごもっともです。あとはそれが可能か不可能かを見た後でそれが望ましいか、望ましくないか、できるか、できないかということを検討させていただきたいと思ひております。それを次回、おそらく5月くらいに運営小委員会を開いていくことになるかと思ひますので、この場で決定させていただく流れはいかがなものかと思ひます。

いかがでしょうか。

そういったことでよろしいでしょうか。

各 委 員 (了 承)

会 長 はい、ではそういったことで本日庄崎委員から御提案のあった5点のうち、1点目の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び金額改正の審議を専門部会で行うことということについては、次回運営小委員会で事務的に少し整理した上で議論をし、その場で決定したい、ということを進めていきたいと思ひます。

よろしいですか。

各 委 員 (了 承)

会 長 はい、ありがとうございます。  
委員の皆様から他に何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

各 委 員 (特になし)

会 長 よろしいですか。  
はい、それでは、事務局から何かございませんでしょうか。

室長補佐 事務局からでございます。来年度は54期の最低賃金審議会の委員の先生方で審議をしていただくことになるわけです。本年度は6月10日に運営小委員会を開催させていただいたわけですが、今の話にありましたように、もう少し開催を前倒しにして5月の開催も考えております。そのためにも日程調整は4月にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 はい、それではこれもちまして、本日の審議会を閉会とします。

本年度の福岡県最低賃金につきまして、長い期間御審議をいただき、感謝申し上げます。大変お疲れさまでした。

それでは、最後に、千葉労働局長からの御挨拶をいただきたく、よろしくお願いいたします。

労働局長 (挨拶)

会長 ありがとうございました。

本日の審議は終了します。